

改葬許可申請について

事前確認について

- 1 現在の遺骨の保管場所(納骨等)は座間市内で且つ改葬先(寺院、霊園等)は決まっている
はい → 2へ
いいえ → 改葬先が決まった後に、保管場所の市区町村で申請してください。
- 2 1の場所について
霊園、寺院墓地、納骨堂、自宅安置 → 座間市戸籍住民課で申請してください。
個人墓地(上記以外) → 3へ
- 3 個人墓地について
個人墓地で市の墓地台帳に登録されている墓地 → 座間市戸籍住民課で申請してください。
個人墓地で市の墓地台帳に登録されていない墓地 → 改葬許可証の交付はできません。
改葬先の墓地(寺院等)にご相談ください。

※個人墓地とは、墓地の名義が団体ではなく個人になっている墓地のことです。(例として、自宅の敷地にあるお墓等、都道府県知事から墓地の経営許可を受けた団体が管理・運営している墓地以外のお墓のこと)

※墓地台帳の登録の有無については、戸籍住民課で確認ができます。

有・・・墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年5月31日号外法律第48号)施行時に神奈川県による調査の際、墓地として手続きを行った墓地。

無・・・前述に当てはまらない墓地。

※墓地を廃止する場合は、健康医療課(市役所2階)で手続きが必要です。

改葬許可申請の手続き及び改葬許可証の交付について

- 1 改葬許可申請書(以下、申請書という)の「死亡者の本籍」から「墓地使用者(墓地の所有権又は使用权を有する者)から見た申請者との関係」までご記入ください。
- 2 申請書の「墓地管理者」欄に、現在の埋葬又は納骨先(寺院、霊園等)の埋葬又は納骨の事実の証明をいただけてください。自宅安置している場合も、同事実の証明が必要です。
- 3 「墓地使用者(墓地の所有権又は使用权を有する者)から見た申請者との関係」欄が「本人」以外の場合は、「墓地使用者承諾」欄に墓地使用者の承諾(記名、押印)をいただけてください。又は、改葬の承諾に対抗ができる裁判の謄本を添付してください。
- 4 その後、申請書と下記の添付書類を座間市戸籍住民課(市役所1階)にご提出ください。
郵送で申請する場合は、申請書及び必要な添付書類を簡易書留で送付してください。なお、申請後、書類の内容を確認させていただく場合は、申請者とのやり取りの内容等により通常よりも時間を要することがあります。予めご了承ください。
- 5 申請内容が整ってから1週間程度後に改葬許可証を交付します。(普通郵便で送付)
死亡者が複数人いる場合は、1名毎に改葬許可証(1名につき1枚)を交付します。

申請書の記入について

- 1 死亡者の本籍・住所・氏名・性別・死亡年月日
改葬する遺骨の方(死亡者)の本籍・住所・氏名・性別・死亡年月日をご記入ください。
- 2 埋葬又は火葬の場所・埋葬又は火葬の年月日
現在、改葬する遺骨が埋葬されている場所の所在地、墓地(寺院)名及び埋葬又は火葬年月日をご記入ください。
- 3 改葬の理由
改葬を行う理由を○で囲んでください。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。
- 4 改葬の場所

改葬の受入可能である改葬先の所在地、墓地（寺院）名の順にご記入ください。

散骨する場合は、「申請者の自宅住所（散骨のため）」とご記入ください。散骨における改葬許可は不要ですが、必要であれば申請してください。改葬先を決めずに自宅で一旦遺骨を保管した後に改葬先を決める場合（改葬先未定の場合）は、改葬許可は不要（許可証の交付不可）ですが、将来の改葬に備え、自宅安置時に墓地管理者から「埋蔵証明書」や「遺骨引渡証明書」等、埋蔵・収蔵されていた事実を証する書面の交付を受けておいてください。なお、改葬許可証の再交付はできませんので紛失等にご注意ください。

5 申請者の住所・氏名・連絡先・死亡者から見た申請者との続柄

申請者の住所（郵便番号含む）、氏名、連絡先、死亡者から見た続柄をご記入ください。改葬許可証を郵送する宛先となります。また、連絡先は後日連絡をする場合があるため、平日の日中に受電できる電話番号のご記入と着信可能設定をお願いします。（戸籍住民課戸籍係 Tel046-252-8084）

6 墓地使用者との関係

- ・申請者と墓地使用者（現在、埋葬されている墓地の所有権又は使用权を有する者、もしくは焼骨収蔵を委託している方）との続柄をご記入ください。
- ・申請者と墓地使用者が同一の場合は、「本人」を○で囲んでください。
- ・申請者と墓地使用者が異なる場合は、「墓地使用者承諾欄」に墓地使用者の記名、押印が必要です。

添付書類について

- 1 手続きの際、申請者の氏名、住所を確認するため、本人確認ができるもの（例：運転免許証、マイナンバーカード、年金手帳等）を提示（郵送申請の場合は写しを添付）してください。
- 2 改葬の承諾に対抗ができる裁判の謄本を提出される場合は、謄本の返却はできません。
- 3 改葬する遺骨の方（死亡者）が複数いて（※死亡者氏名欄の方と「本籍」、「住所」、「埋葬又は火葬の場所」が同じ場合のみ）、申請書を一枚で申請したい場合は、「死亡者の氏名」欄内の□に☑をし、該当数をご記入ください。改葬許可申請書別紙様式に改葬する遺骨の方（死亡者）の情報をご記入の上、申請書に添付してください。
- 4 無縁墳墓等（死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂）の死体又は焼骨の改葬許可の場合は、「現在の埋葬又は納骨先（寺院、霊園等）の埋葬又は納骨の事実の証明」及び「受入可能である改葬先の所在地、墓地（寺院）名」の書類にかえて次の書類を提出してください。（返却不可）
 - (1) 無縁墳墓等の写真及び位置図
 - (2) 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者又は焼骨収蔵委託者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申し出がなかった旨を記載した書面
 - (3) 前(2)の官報の写し及び立札の写真
 - (4) その他市長が特に必要と認める書類（担当から指定された場合のみ）
- 5 現在、遺骨を自宅（座間市）で安置している場合は、自宅安置前の墓地の管理者が交付する「埋蔵証明書」や「遺骨引渡証明書」等、埋蔵・収蔵されていた事実を証する書面（原本）を提出してください。
- 6 改葬許可証の送付について、速達、書留をご希望される場合は、郵送に必要な切手を貼付し、宛先（申請者の住所、氏名以外は不可）及び「不足料金受取人払い」が記載された封筒をご用意ください。希望されない場合は、市負担の普通郵便で送付します。

【担当】〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市戸籍住民課
Tel 046-252-8084 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分、第2・第4土曜日 午前8時30分～正午（12月29日～1月3日は閉庁期間）